

第3次天草市教育振興基本計画

～あまくさの未来を拓く「人」づくり～



台湾の小学生との交流（栖本小）

天草市教育委員会

令和5年3月

令和8年6月改定

目次

第1章 教育振興基本計画の策定にあたって

1	教育振興基本計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	3
3	計画対象範囲及び期間	4

第2章 天草市の教育を取り巻く社会の状況及び教育の課題

1	教育を取り巻く社会の状況	
(1)	人口減少社会、少子高齢化の進行	5
(2)	グローバル化の進展	7
(3)	地球規模の問題	8
(4)	高度情報化の進展	8
(5)	経済・雇用環境の変化	8
(6)	家庭環境や地域コミュニティの変化	9
(7)	大規模災害、感染症等への対応	9
2	本市教育の課題	
(1)	学校教育	10
(2)	生涯学習	10
(3)	芸術文化	11

第3章 計画の基本理念と政策

1	基本理念	12
2	政策	12

第4章 政策・施策の展開

1	基本理念と政策・施策の体系図	13
2	成果を検証するための指標	14
3	実施計画	14
4	政策と施策	14

政策１ 子どもたちの学びの充実

政策（１）就学前教育の充実	14
政策（２）学力の向上	15
政策（３）体験学習の充実	17
政策（４）心の教育の充実	18
政策（５）健康教育・安全教育の推進	19
政策（６）特別支援教育の充実	19
政策（７）教職員の資質向上	20
政策（８）学校・家庭・地域の連携	22
政策（９）教育を支える環境づくり	22
政策（10）学校給食の充実	23
【成果指標】政策１ 子どもたちの学びの充実	24

政策２ 生涯にわたる学びの推進

政策（１）生涯学習の機会の提供	26
政策（２）生涯学習の環境づくり	28
政策（３）人権教育及び人権啓発の効果的な推進	29
【成果指標】政策２ 生涯にわたる学びの推進	29

政策３ 芸術文化の振興と歴史文化の保存・継承

政策（１）芸術文化活動の推進	30
政策（２）歴史文化の保存・継承	31
政策（３）世界遺産の保存・活用	32
【成果指標】政策３ 芸術文化の振興と歴史文化の保存・継承	33

第５章 計画の実施にあたって

１ 計画推進にあたっての役割分担と連携	34
２ 計画の点検評価・進捗管理	34

参考

●第３次天草市総合計画〔基本構想〕	36
●天草市教育大綱	37

第1章 教育振興基本計画の策定にあたって

1 教育振興基本計画策定の趣旨

平成18年12月の教育基本法改正により、「教育の目的」と「教育の目標」が明確に示され、これに基づき、国及び地方公共団体においては、教育の振興のための施策に関する基本的な計画として「教育振興基本計画」を定めることになりました。

本市教育委員会では、平成24年3月に「天草市教育振興基本計画（第1次計画）」、平成29年2月に「天草市教育振興基本計画（第2次計画）」を策定し、これらの計画に基づき教育の振興に取り組んできました。令和5年度には、これまでの成果と課題を踏まえ、教育を取り巻く社会状況の変化や新たな教育課題に対応するため、令和11年度までを期間とする「第3次天草市教育振興基本計画」を策定しました。

また、人口減少や少子高齢化の更なる進行、ICT^{※1}やAI^{※2}の飛躍的な進化によるデジタル社会への移行とグローバル化の進展、さらにはSDGs^{※3}やESD^{※4}の取り組みなど、教育を取り巻く社会の状況は刻々と変化しています。

このような背景から、本市の上位計画である「第3次天草市総合計画」の後期基本計画への移行に合わせ、情勢の変化に的確に対応し、実効性のある施策を推進するため、本計画の中間見直しを行い、教育施策の指針とするものです。

..... 《用語》

※1 「ICT」

Information and Communication Technology の略で、情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。

※2 「AI」

Artificial Intelligence の略で、「人工知能」。

※3 「SDGs」

Sustainable Development Goals の略で、「持続可能な開発目標」。国際社会共通の目標。

※4 「ESD」

Education for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」。

教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

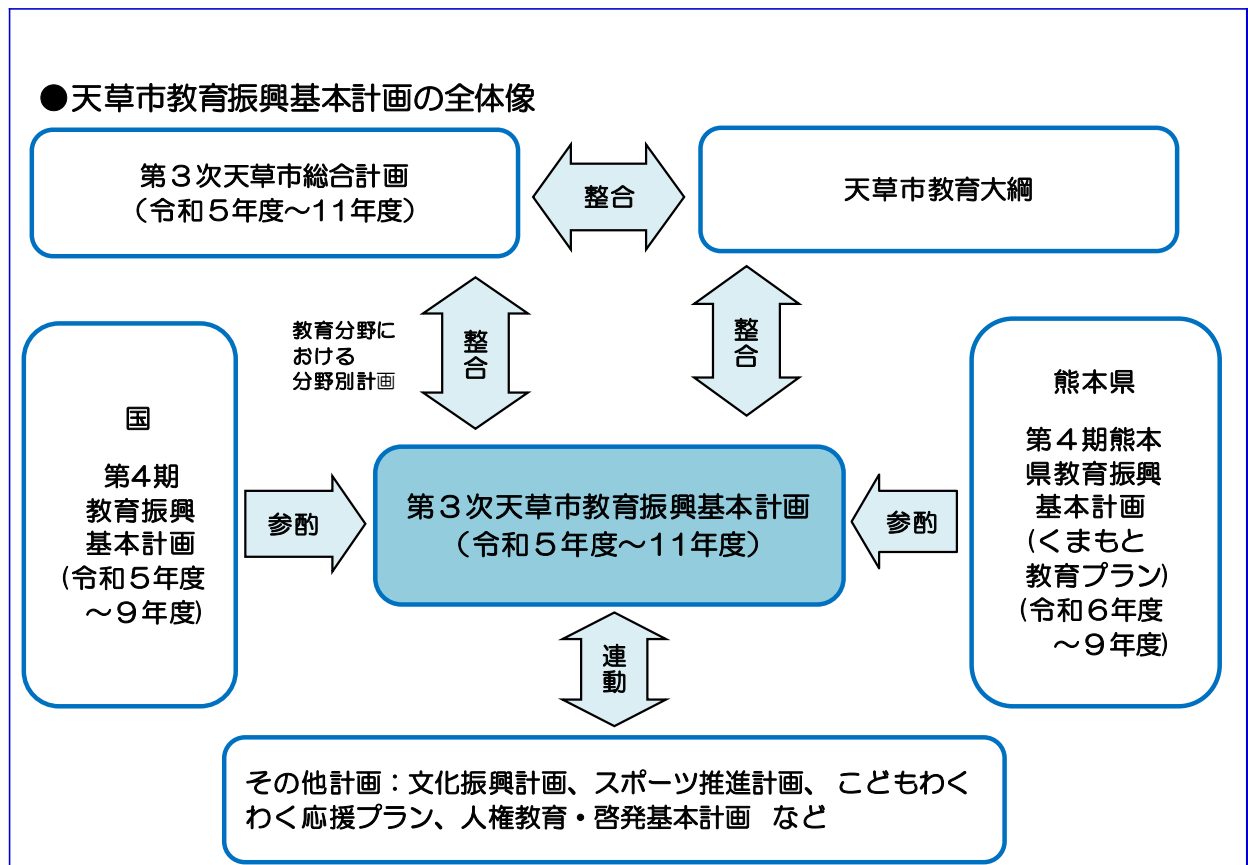
2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、令和5年6月に策定された国の「第4期教育振興基本計画」及び令和6年12月策定の「第4期熊本県教育振興基本計画（くまもと教育プラン）」を参酌し、本市の実情に応じた教育振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するために定める基本的な計画です。

また、本計画は、令和4年度策定の「第3次天草市総合計画〔基本構想〕」に示す、まちづくりの将来像「ともにつながり 幸せ実感 宝の島“天草”」を実現するための教育分野における最上位の計画となるものです。

さらに、本計画は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき定める「天草市教育大綱」で示す天草市の教育、学術及び文化の振興策について、より具体的な方向性を示すものです。

図1 天草市教育振興基本計画の位置付け



3 計画対象範囲及び期間

第3次天草市教育振興基本計画の対象範囲については、学校教育、社会教育、文化財保護、教育行政事務など教育委員会が所管する分野に加え、市長部局が所管する分野^{※1}で、天草市総合計画において文化財保護事務と同じ政策として取り組む芸術文化の振興を含めるものとします。

また、対象期間は、第3次天草市総合計画との整合性を図るため、令和5年度から令和11年度までの7年間とします。

..... 《用語》

※1 「市長部局が所管する分野」

本市では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条第1項の規定により、平成25年4月から、スポーツに関すること及び文化に関することは、市長が管理執行を行っている。

第2章 天草市の教育を取り巻く社会の状況及び教育の課題

1 教育を取り巻く社会の状況

(1) 人口減少社会、少子高齢化の進行

人口の減少と少子高齢化の進行は全国的な傾向にあり、本市においてもこの傾向は一層進むものと考えられます。

国勢調査による本市の人口の推移は、平成17年の96,473人から、令和2年には75,783人と20,690人減少しています。このうち、年齢3区分別人口については、15歳未満の年少人口が5,067人減少し8,447人に、また、15歳から64歳の生産年齢人口は、17,030人減少し36,097人となっています。一方、65歳以上の老年人口は、1,423人増加し31,239人となり、総人口に占める割合も41.2%となっています。

小・中学校の児童生徒数は、天草市が誕生した平成18年には8,536人（児童5,421人、生徒3,115人）いましたが、令和4年には5,345人（児童3,458人、生徒1,887人）、令和7年には4,790人（児童3,036人、生徒1,754人）と減少が続いており、学校のあり方の検討も必要となっています。

なお、国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月に公表した推計では、本市の人口は2030年に約6万2千人、2050年には約3万9千人まで減少すると予測されており、今後とも人口減少が一層進むことが見込まれます。

このように、人口減少の進行による地域社会の活力の低下が懸念される中において、未来を担う子どもたちを家庭、学校、地域などが一体となって育成することや世代や性別などを問わず全ての人がさまざまな分野でそれぞれの役割や能力を発揮することが求められています。

表1 天草市の人口等の推移

出典：国勢調査 <単位：人、％>

区 分	平成17年(2005)	平成22年(2010)	平成27年(2015)	令和2年(2020)
総数	96,473	89,065	82,739	75,783
男	44,606	41,098	38,353	35,420
女	51,867	47,967	44,386	40,363
年少人口 (15歳未満)	13,514	11,288	9,832	8,447
その割合	14.0	12.7	11.9	11.2
生産年齢人口 (15～64歳)	53,127	47,773	42,098	36,097
その割合	55.1	53.7	50.9	47.6
老年人口 (65歳以上)	29,816	29,868	30,809	31,239
その割合	30.9	33.5	37.2	41.2
世帯数	35,426	34,272	33,224	31,873

図1 天草市の人口等の推移

出典：国勢調査 <単位：人>

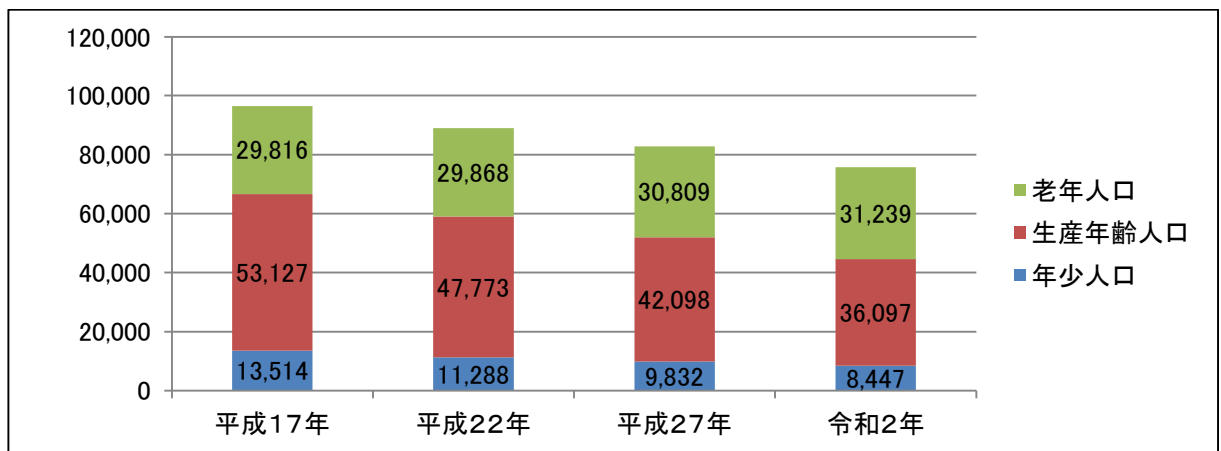


図2 小・中学校の児童生徒数の推移

<単位：人>

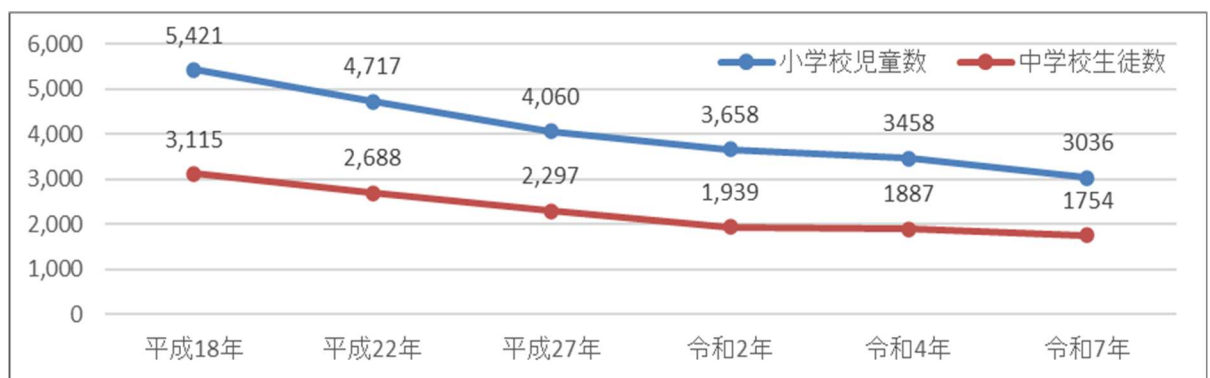
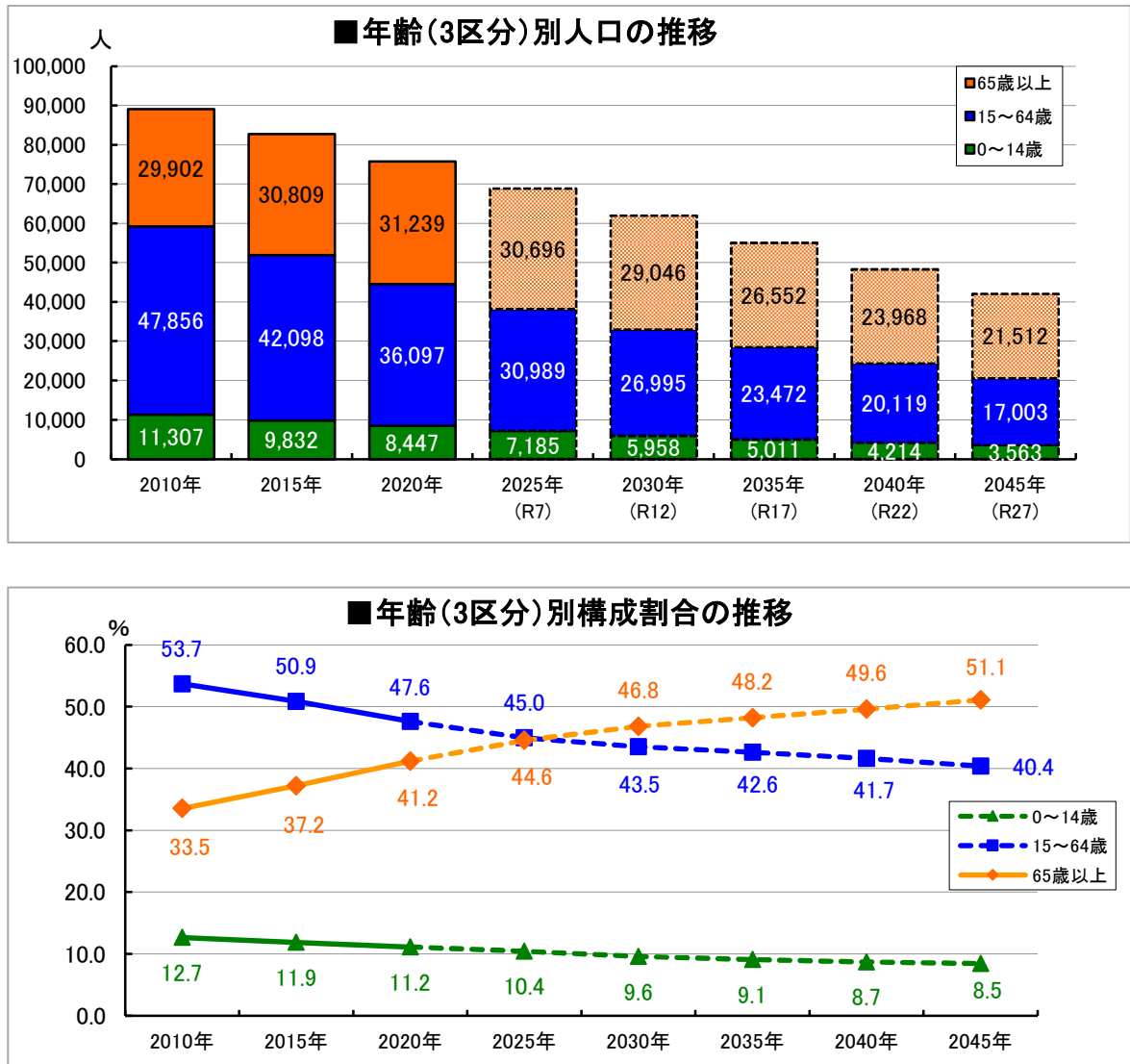


図3 年齢階層別人口の推移と将来推計

出典：国勢調査



(2) グローバル化の進展

輸送・交通手段の発達やインターネット、スマートフォン等のICTの飛躍的な進化により、「人・モノ・カネ・情報」などがあらゆる分野で国境を越えて行き交うグローバル化が加速しています。本市においても、世界文化遺産をはじめとする豊かな地域資源に対する海外からの評価が高まっており、インバウンド需要への対応も重要です。

今後、国際社会において相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意見を表現できる力を養う観点から、外国語の習得や情報活用能力の育成が重要です。また、自らの国や地域の伝統や文化についての理解を深めるとともに、他国の文化を尊重し理解しあい、国際社会に対応できる人材の育成が必要です。

（３）地球規模の問題

世界の国々が、相互に影響を与えながら急速にその依存の度合いを高めていく中、貧困や紛争、地球温暖化や砂漠化などの地球環境の保全、食糧・エネルギー問題、さらには感染症対策など、人類全体で取り組まなければならない問題が山積しています。

今後、ＳＤＧｓで示す持続可能な社会を実現するためには、全ての学校においてＥＳＤの取り組みを推進し、例えば環境教育や食育などを通じて、ごみの分別回収や地域内での清掃活動、地元産食材の使用、食べ残しをなくすなど、身近なことから地球温暖化などの環境問題や食糧問題などの地球規模のことまで自分ごととして捉え、その解決に向け自ら行動を起こす力を身に付けるための教育が求められます。

（４）高度情報化の進展

ＩＣＴの発達・普及により、様々な情報を入手したり、不特定多数の人々と交流したりすることが可能となっています。このことは、人間関係やライフスタイル、産業や組織の構造にも変化をもたらしており、教育の分野においても、ＧＩＧＡスクール構想等によりＩＣＴの利活用が進められています。

このような状況は、一方で、情報活用のための環境や能力の違いによる新たな社会的・経済的な格差を生むとともに、個人情報流出など、負の側面ももたえています。また、有害な情報や不確かな情報に接する危険性が増すとともに、子どもたちがネット犯罪に巻き込まれることや「ネットでのいじめ」、依存症といった問題も生じています。

このような情報化社会に対応するためには、ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）※^１の推進とともに、情報モラル※^２を含む情報活用能力の習得と育成が必要です。

（５）経済・雇用環境の変化

グローバル化の進展や絶え間ない技術革新などにより、産業・経済構造や雇用環境は大きく変化しています。本市の就業人口も減少傾向にあり、特に若者の市外流出が課題となっています。令和６年度の市内高校生向けアンケートでは、卒業後に市内に「住みたくない」と答えた割合が７０．６％を占め、働く場所や利便性の不足が理由に挙げられています。

経済的格差などが子どもたちの学力や進路選択に影響を与えることがないよう、誰もが能動的に学び続け、その成果を広く生かしていくことが可能な社会の実現が求められています。

(6) 家庭環境や地域コミュニティ※³の変化

少子高齢化や核家族化、共働き世帯や単身世帯の増加といった家族形態の変容や、地域コミュニティの希薄化に伴い、家庭や地域での子育て・教育力に変化が生じるとともに、社会的孤立や複雑化する生活課題が問題となっています。

このような状況の中で、地域住民をはじめ子どもたちの家庭を取り巻くさまざまな関係者が相互に連携・協力し、子どもたちの家庭教育を支える取り組みと地域コミュニティの活性化、地域と学校の連携・協働、子育てしやすい環境づくりなどを行うことが求められています。

(7) 大規模災害、感染症等への対応

大規模災害に備えた安全な学校施設などの環境整備や老朽化対策、子ども自身が自らの命を守ることができる力を身に付けておくことの大切さ、学校と地域のつながりなどについて、その重要性を再認識するとともに、これまでの災害からの教訓を次の時代へ引き継いでいくことが求められます。

また、感染症への対応が見込まれる中でも、ICTの活用等により子どもの教育を受ける権利を保障し、学びを継続していくための適切な教育環境を整備していく必要があります。

..... 《用語》

※1 「DX（デジタルトランスフォーメーション）」

デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。

※2 「情報モラル」

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

※3 「地域コミュニティ」

地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや集まりのこと。

2 本市教育の課題

(1) 学校教育

子どもたちの健やかな成長を促す上で、家庭においてはインターネット、スマートフォンなどの普及に伴うコミュニケーションの希薄化が進んでいるほか、SNS関連のトラブルが増加傾向にあります。また、家庭を支援する役割を担ってきた地域でも、人口減少や少子高齢化によって地域コミュニティが衰退し、子育て・教育力に変化が生じています。

このような中、家庭、地域、幼稚園、保育所、認定こども園などがそれぞれの機能を発揮し、就学前教育を総合的に推進していく必要があります。

また、小・中学校においては、いじめや不登校の増加、特別な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応など、教育に対するニーズは多様化・複雑化しています。

学びの面においては、GIGAスクール構想等によるICT活用を推進しつつ、新しい時代に必要となる「生きる力」を育むため、主体的・対話的で深い学びの実現と学習評価の充実が求められています。

また、学校施設については、老朽化に伴う計画的な修繕や改修を行いながら、安全・安心な環境づくりを進める必要があります。

さらに、少子化により児童生徒数が減少の一途を辿っており、学校のあり方の検討も含め、少人数に対応した効果的な教育環境の構築が必要となっています。

(2) 生涯学習

市民のライフスタイルやニーズが多様化する中、自己の充実や生活向上のための生涯学習への関心や意欲は高いものの、学習活動への参加者が固定化している状況です。子どもから大人まで生涯にわたり学ぶことができるよう多様な学びの機会が提供され、市民一人ひとりが多様な価値観や地域の課題に対応した学習を行い、その成果を地域社会へ生かすことが期待されています。

また、未来を担う子どもたちの学びや成長を支えるためには、学校、子ども、家庭、地域、行政の五者連携のもと、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）※¹と地域学校協働活動が一体となって地域全体で子どもを育む体制を構築することが求められています。加えて、地域の人材や資源を活かした体験学習が充実するよう、今後も関係団体と連携して子どもたちの生きる力を育むことが重要です。

(3) 芸術文化

芸術文化は、すべての市民の心と生活を豊かにし、郷土への誇りと愛着(シビックプライド)を醸成するものです。そのためには、本市の豊かな芸術文化資源の活用や情報発信を強化し、市民が芸術文化に親しめる環境を整える必要があります。

また、世界文化遺産の構成資産「天草の崎津集落」をはじめとする歴史的・文化的な財産の適切な保存・継承を進めるとともに、これらの財産を教育や観光、まちづくりに生かすことで、市民が郷土の歴史への理解を深め、歴史と文化の薫り高い魅力あふれるまちづくりに貢献できるよう取り組む必要があります。

..... 《用語》

※1 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）

学校と保護者や地域が共に知恵を出し合い、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

第3章 計画の基本理念と政策

1 基本理念

第3次天草市教育振興基本計画は、総合計画〔基本構想〕の将来像、理念及びありたい姿の実現に向けて策定された後期基本計画との整合性を図り、本市の教育行政の方向性、目標や方針を明らかにするものです。

また、まちづくりの将来像の実現のため、本市の教育が目指す姿を基本理念とし、第1次及び第2次計画に引き続き「あまくさの未来を拓く『人』づくり」とします。

— 天草市教育の基本理念 —

あまくさの未来を拓く「人」づくり

また、基本理念の達成に向けて、子どもから高齢者までのすべての年代で、お互いが思いやりの心を持ち、日頃からあいさつが飛び交うような天草市となっていくよう「あいさつが飛び交う天草市」をスローガンに取り組みを進めていきます。

【スローガン】

あいさつが飛び交う天草市

2 政策

政策とは、基本理念の実現のための「基本方針」となるもので、総合計画〔基本構想〕の後期基本計画と整合性を図り、次の3つの政策とします。

政策1 子どもたちの学びの充実

政策2 生涯にわたる学びの推進

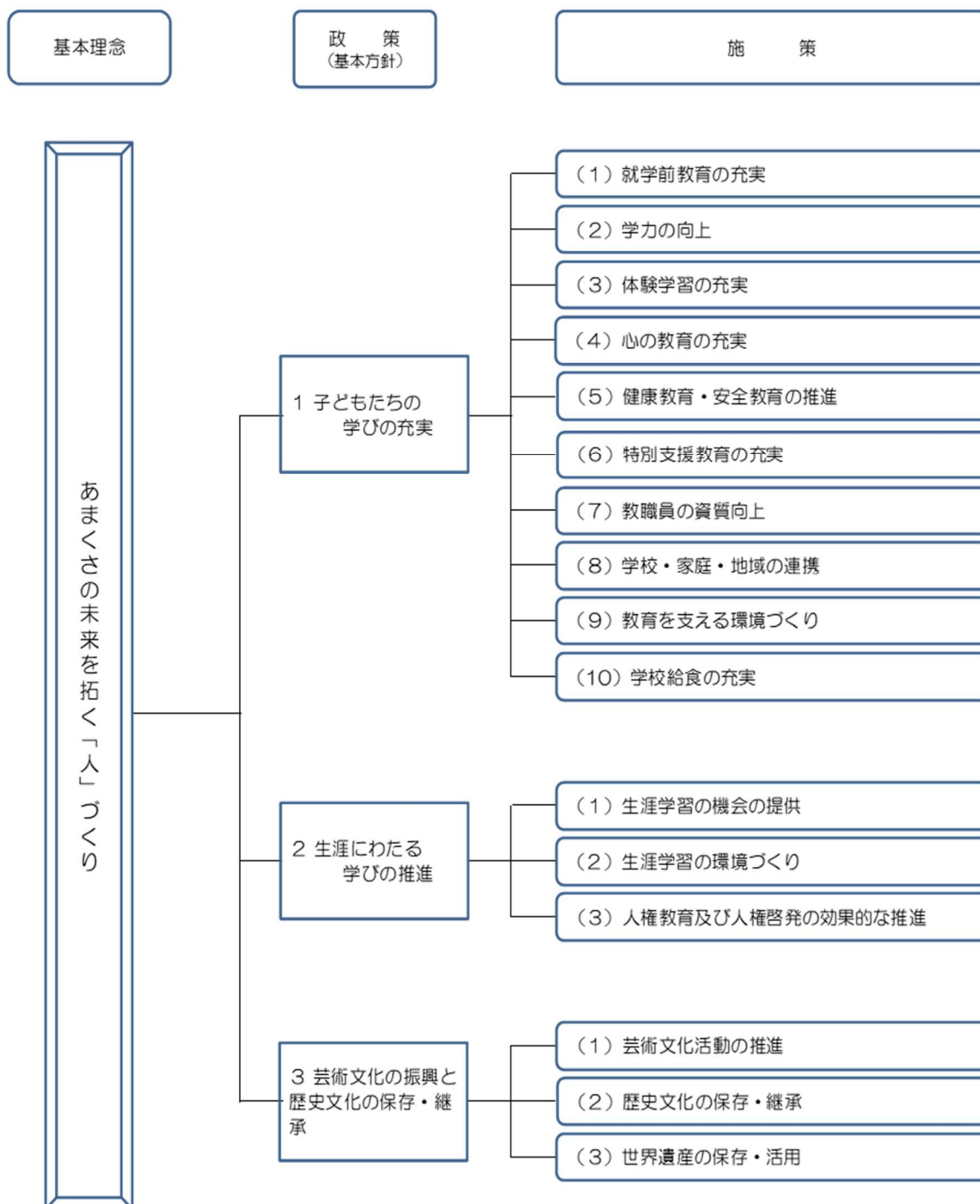
政策3 芸術文化の振興と歴史文化の保存・継承

第4章 政策・施策の展開

1 基本理念と政策・施策の体系図

本計画の基本理念と政策・施策の関連体系は、次のとおりです。

第3次天草市教育振興基本計画 政策・施策体系図



2 成果を検証するための指標

「第3次天草市総合計画」では、計画の達成状況を常に点検改善していくために、基本構想、基本計画、実施計画にそれぞれ指標と数値目標を設定しています。

「教育振興基本計画」は、この総合計画と整合性を図ることとし、総合計画（後期基本計画）の「成果指標と数値目標」と連動させ、目標値などの見直しについても、両計画の連携を図りながら対応していきます。

3 実施計画

政策及び施策に基づき、具体的に推進する事業の内容、目標、年次展開等については、別途策定する「実施計画」に定めるものとします。

4 政策と施策

政策1 子どもたちの学びの充実

学校教育には、変化の激しい社会に主体的に対応できる能力の育成が求められています。また、多様な価値観を尊重し、他者と協調しながら共存共栄を図るため、国際的な視野を持った人材の育成を目指していく必要があります。

そのために、学ぶ意欲の向上、家庭学習を含む学習習慣の定着、地域資源を活用した体験活動の充実などを通じた確かな学力の育成が求められています。また、豊かな人間性の育成や、たくましく生きるための健康・体力の増進が必要です。

学校教育において身に付けるべき資質・能力として、①実際の社会や生活で生きて働く「知識・技能」、②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」、③学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性」の三点が重要な柱となります。これらを確実に育むため、デジタル・アナログ両面の良さを生かしつつ、学びの本質である「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す授業改善を行います。

また、就学前においては、生活や遊びの体験を通じて豊かな感性を育むことで、就学後の学びの土台をつくり、生涯にわたる学びの基盤となるよう就学前教育の充実を図ります。

施策（１）就学前教育の充実

<具体的施策>

① 幼・保等、小・中の連携の推進

子どもの学びや育ちをつなぐ一貫した教育となるよう、「幼保小中連携カリキュラム」等を通じて幼稚園・保育所等、小・中学校間の連携を強化し、家庭、地域との連携充実を図ります。

② 幼稚園の教育環境の充実

教職員の研修の充実や自己研鑽を通じて、専門性の向上に努めます。

また、子どもたちがのびのびと安全に成長できる環境を確保するため、施設の老朽化に伴う適切な修繕や維持管理を計画的に行い、安全・安心で良好な教育環境の整備に取り組めます。

③ 発達に関する相談機能の充実

特別な支援を必要とする乳幼児への早期対応のため、各課と連携して幼稚園・保育所等での個別相談などを実施します。

また、必要に応じて関係機関や専門機関との連携を視野に更なる支援を進めます。

施策（２）学力の向上

<具体的施策>

① 学校教育研究委員会の充実

小・中学校及び公立幼稚園における教育の円滑な接続と充実を図るため、教職員で構成する天草市学校教育研究委員会を中核とした調査研究を推進します。

委員会には、「生徒指導」、「GIGA スクール・体験学習」、「部活動改革(地域展開)」、「学校経営」などの部会を設置し、各学校の課題に応じた具体的な解決策を研究します。

また、授業づくりに関する研修会を開催し、教職員の指導力を高めることで、子どもたちの資質・能力の育成を目指します。

② ICT活用等による児童生徒主体の授業づくりの一層の推進

児童生徒の学習意欲を高め、変化の激しい社会に主体的に対応できる能力を育むため、1人1台端末を効果的に活用した授業改善を進めます。ICT支援員を適切に配置し、デジタル教科書やAIDRILなどの学



ICTを活用した授業のようす

習ソフトを活用することで、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指します。

また、学習の基盤となる情報活用能力の習得と育成を計画的・体系的に進め、デジタル技術を道具として使いこなす力の育成を図ります。

③ 授業の質の向上

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に定着させるため、学習指導補助教員や教育活動支援員^{※1}を配置し、少人数指導や習熟度別学習などのきめ細やかな指導を行います。学級担任や教科担任との緊密な連携のもと、児童生徒の発達段階や個に応じた指導・支援を行い、安心して学ぶことのできる教育環境を醸成します。

④ 読書活動の充実

効果的な読書活動や多様な学習活動を推進するため、学校図書館に関する業務を専門とする学校司書を巡回方式で小・中学校に配置し、図書館教育の充実を図ります。併せて、学校図書システムを活用して、事務の効率化を進めるとともに、電子図書館の利活用状況に応じた効果的な選書や読書指導の充実に努めます。

また、教科等の学習と絡めた読書指導の充実、学校における一斉読書の推進などにより、児童生徒の読書意欲の向上を図ります。

⑤ 外国語力の向上

外国語指導助手（A L T）^{※2}を公立幼稚園、小・中学校に巡回方式で配置し、生きた外国語を学ぶ機会を創出します。

また、1人1台端末により個別のつまづきを解消したり、表現の幅を広げたりするツールとして活用する授業改善に努めます。



A L Tによる英会話教室のようす

さらに、小学校で特区として実施している外国語科の継続実施をはじめ、中学校英語検定チャレンジ事業において受験料の補助を行い、英語検定等の外部検定試験などへの積極的な挑戦を支援し、外国語力の向上を図ります。

⑥ 幼・保等、小・中・高の交流・連携

就学前教育から高校教育までの学びの連続性を重視し、「幼保小の架け橋プログラム」の推進による円滑な接続と小・中・高の連携・支援体制を整備します。学びの連続性を確保した架け橋期の教育の充実によ



小学生による読み聞かせのようす

り、児童生徒への質の高い教育と進学時の不安解消を図ります。

⑦ 姉妹都市教育交流の推進

姉妹都市（米国エンシニータス市）との派遣・訪問団受入れ又はオンラインによる交流を実施することで、異なる文化や言語を学び、幅広い視野と国際感覚を身につけ、郷土を担う心身共にたくましい青少年育成を図ります。



姉妹都市エンシニータス市訪問のようす

..... 《用語》

※1 「学習指導補助教員、教育活動支援員」

学習指導補助教員は、児童生徒の学習指導を補助し、教育活動支援員は、主に学習活動等における見守りや支援などを行う。

※2 「外国語指導助手（ALT）」

Assistant Language Teacher の略で、教師を補佐し、生きた外国語を子どもたちに伝える指導助手。

施策（3）体験学習の充実

<具体的施策>

① 地域資源を活用した学習活動

天草の地域資源を活用した自然体験や社会体験、観察・実験、見学・調査、ICTを活用した資料学習やオンライン通信による事前学習など、総合的な学習の時間等を中心として、体験的・実践的な学習活動を行うことで、問題解決能力の育成を図るとともに、ふるさとを誇りに思い愛する心を育みます。

② 「天草体験学習」の推進

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」などの歴史や伝統、文化について学ぶ「世界遺産学」、地層見学や「恐竜の島博物館」見学などを通して学ぶ「地球の歴史探究学」、イルカウォッチングを伴い、自然の豊かさや共生のあり方について学ぶ「イルカとの共生事業」を通じて、ふるさと天草を愛する態度を養います。



「地球の歴史探究学」で化石掘りをする児童のようす

施策（４）心の教育の充実

< 具体的施策 >

① 道徳教育、人権教育の推進

道徳科の時間を要として、学校教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、児童生徒の規範意識の醸成や社会性の向上を図ります。家庭や地域社会との連携のもと、ゲストティーチャー等を計画的・効果的に招聘し、自分事として深く考える体験的な学習を推進します。

また、郷土資料「熊本の心」や「つなぐ～熊本の明日へ～」などを活用し、「ふるさと天草」に対する理解と愛着を深め、人と人とのつながりの大切さについて学ぶことができるようにします。

さらに、人権学習や人権集会の充実を図るとともに、一人ひとりを大切にした教育を進め、人権尊重に対する豊かな感性や実践力を持った児童生徒の育成に努めます。

② 環境教育の推進

S D G s にも掲げられている地球規模の環境破壊やエネルギー・水などの資源保全などについて、自らのこととして考え、実践する態度の育成を目指します。

そのために、すべての小・中学校において学校版環境 I S O^{*1}を推進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養います。

③ いじめ・不登校問題の解消に向けた取り組みの充実

天草市版「心のアンケート（６月）」や熊本県版「心のアンケート（１２月）」、学校が独自に行う調査などにより、生活習慣に係る児童生徒の実態を把握・分析し、指導の改善を図ります。

また、小・中学校に「ほっとサポーター（旧 心の教室相談員）」を配置し、教室に入れない児童生徒の居場所づくり、個に応じた学習支援及び教育相談等を行います。

さらに、不登校対策については、学校に登校できない児童生徒への支援を強化するため、「適応指導教室」を「教育支援センター」に名称を変更し、これまでの本渡中学校を拠点とする「カワセミ学級」に加え、牛深小・中学校を拠点とする「あかね学級」を新たに設置します。両学級において、安心して過ごせる居場所を提供するとともに、対面指導やオンライン授業を通じた学習支援や社会的自立への支援並びに保護者への支援を充実させ、学校との連携も一層深めていきます。



教育支援センター「あかね学級」開所式

併せて、いじめの未然防止に向けた子どもたちによる取り組みを進め、天草市いじめ防止基本方針及び学校ごとの学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止に向けた対策を推進します。

..... 《用語》

※1 「学校版環境ISO」

ISO14001（環境マネジメントシステム）に基づき、各学校が定めた環境について宣言項目に沿って取り組み、その実績を評価・見直し、継続的に環境を改善させていくためのプログラム。

施策（５）健康教育・安全教育の推進

<具体的な施策>

① 健康教育の推進

体育の充実を図るとともに、小学校では休み時間などに行う体力づくりの充実、中学校では運動部活動指針を基にした部活動の健全な運営により、児童生徒の健康増進と体力の向上を図ります。



ハンドボール競技のようす

また、大会等への出場機会を確保するため、他校との連携による合同部活動の実施についても取り組むほか、部活動の地域展開の実施については、文化系部活動を含め国や県の方針を踏まえて、地域事情に合わせた柔軟な対応を進めます。

② 安全教育の推進

学校安全計画の策定・実施、危機管理マニュアルの作成、防災教育の充実、地域の関係機関との連携、感染症対策を講じるなど、学校安全に関して各学校において共通に取り組まれるべき事項について、現状を把握し、安全教育を推進します。また、「災害時の学校の対応ガイドライン」に基づき、大雨や地震発生時の対応について、全学校で共通理解を図ります。

施策（６）特別支援教育の充実

<具体的な施策>

① 特別支援教育の支援体制の整備・推進

発達障がいを含む、特別な支援を必要としている子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な保育や教育、必要な支援に努めます。

また、障がいのある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮^{*1}及びその

基礎となる環境の整備、教職員の研修による専門性の向上や個別の教育支援計画に基づく教育相談の実施により、特別支援教育の充実を図ります。

② 幼・保等、小・中・高の交流・連携

就学前から中学校までの、子どもの生活及び発達や学びの連続性を確保するために、それぞれの幼稚園・保育所等、小・中学校が発達段階に応じて役割を果たし、幼稚園・保育所等、小・中学校、高校間の連携や円滑な接続を図ることが大切です。連携を効果的に推進するために各中学校区に設立されている連携協議会などを中心に、更なる交流・連携の推進を図ります。

③ 教育相談の充実

子どもや保護者、教職員の不安やストレスを和らげ、心にゆとりをもって充実した生活を送るための支援として、教育相談事業を実施します。臨床心理士、言語聴覚士などの教育相談カウンセラーと教育指導アドバイザー^{※2}により、子育て、友だち関係、就学・進学に関すること、いじめや不登校に関することなど多様な教育相談を実施します。

..... 《用語》

※1 「合理的配慮」

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の中で、国や地方公共団体、公立学校等で提供が義務付けられているもので、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。

※2 「教育相談カウンセラーと教育指導アドバイザー」

幼児、児童生徒の健全な育成と非行防止のための教育相談員。臨床心理士の資格を有する者やこれに準ずる者が「教育相談カウンセラー」、教育相談の知識や経験を有する者が「教育指導アドバイザー」。

施策（7）教職員の資質向上

<具体的な施策>

① 教職員の指導力の向上

教育に直接携わる教職員の指導力の向上を図るため、学校現場における人材育成の観点からのOJT^{※1}の充実や、研究指定校の公開授業のみならず、校内での授業を他校にも広げて授業参観、授業研究会を行います。



天草市教職員夏季研修会のようす

また、各教科における授業改善や授業力向上をめざすブラッシュアップ※²研修、生徒指導・学習指導などに係る専門性と実践的指導力を高める教職員研修を行います。

② 学校訪問指導の充実

園児、児童生徒の個性の伸長を図り、併せて教育水準の向上に資するため、幼稚園・学校訪問指導を実施します。

訪問指導においては、公立幼稚園、小・中学校の現状を把握し、課題の解決に向けて、経営面、指導面、環境面及び諸表簿類などについて指導を行い、学校教育の一層の充実を図ります。

③ 市指定研究推進校への助成

教育の質の向上を図るため、小・中学校から研究推進校を指定し、それぞれの学校において、教科等教育、心の教育、環境教育、情報教育、特別支援教育などの領域ごとに、児童生徒の実態に即した指導法の実践的研究及び校務DXを推進します。

また、その成果を研究発表会などで示し、市内外の小・中学校への普及に努めます。

④ 働きやすい環境づくり

教職員の超過勤務時間については、教職員や保護者への働きかけを行うことにより、減少傾向となっています。今後も教職員の心身の健康と、児童生徒に向き合う時間の確保を目指し、更にクラウドを活用した校務の効率化や業務改善を進めます。

また、学校のこれまでの業務を捉えなおし、教職員の心身の健康と教育の質の向上を両立させ、魅力ある職場環境を整備します。

..... 《用語》

※1 「OJT」

On-the-job Training の略で、日常業務を通じた従業員教育のこと。業務現場における日常的経験の積み重ねによって就業能力を向上させていくもの。

※2 「ブラッシュアップ」

腕や技を磨き上げ、さらに向上していくこと。

施策（８）学校・家庭・地域の連携

<具体的な施策>

① 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の取り組み

学校、子ども、家庭、地域、行政の五者連携による一体的な推進のため、保護者や地域住民、地域学校協働活動推進員などから構成される学校運営協議会において、学校運営の基本方針の承認や教育活動などについて意見を述べるといった取り組みを通じて、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映させます。

「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、自分たちの力で学校をより良いものにしていこうとする意識を高めることにより、継続的・持続的に「地域とともにある、特色ある学校づくり」を進めます。



学校運営協議会のようす

② 学校の自己評価※¹の実施

保護者、地域住民などへの周知と理解を図り、公立幼稚園、小・中学校、家庭、地域の連携協働による、地域とともにある幼稚園・学校づくりを推進するため、公立幼稚園、小・中学校は、自校の教育活動について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るとともに、評価結果を保護者、学校関係者に公表します。

また、教育委員会は児童生徒がより良い教育活動を享受できるよう、学校運営の改善と発展を目指す取り組みについて、指導や支援を行います。

..... 《用語》

※¹ 「学校の自己評価」

子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取り組み。教職員の自己評価並びに学校関係者による評価結果の公表と、教育委員会への報告を行う。

施策（９）教育を支える環境づくり

<具体的な施策>

① 学べる環境づくり

学校施設の危険箇所、老朽箇所については、「天草市学校施設個別施設計画」に基づき、修繕や改修などを計画的に実施して、学べる環境づくりを推進します。

② トイレ改修及びバリアフリー化等の実施

児童生徒がより良い教育環境の中で教育が受けられるように、小・中学校施設のトイレを洋式便器に更新するとともに、トイレ床の乾式化に取り組みます。

また、バリアフリー化等を計画的に進め、児童生徒が過ごしやすいと感じる学校づくりに取り組みます。

③ ICT機器の更新

「学校ICT環境整備推進計画」に基づき、端末やネットワーク環境の更新を計画的に行います。常に最適な状態で学習活動が行えるよう、保守管理体制を整えます。

④ 園児、児童、生徒数の減少への対応

少子化が進展する中、子どもたちにとって望ましい教育環境を確保し、地域コミュニティとのつながりを大切にしながら、将来を見据えた多様な小・中学校のあり方について、調査検討を行います。

施策（10）学校給食の充実

<具体的な施策>

① 食物アレルギー等への対応

学校における食物アレルギー基本方針に基づき、食物アレルギーへの対応を行うなど、安全・安心な給食を提供します。

② 食育及び地産地消の推進

地元生産者や関係機関と連携し、天草の豊かな旬の食材を積極的に献立に取り入れます。

また、学校給食で使用した天草産食材の情報を提供し、家庭での食育から地産地消へつなげていきます。



地元の農林水産物への関心を育てる
学校給食

③ 給食施設の維持管理

文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準^{※1}」に適合し、安全・安心な給食を提供するため、共同調理場の修繕や改修を計画的に行います。

..... 《用語》

※1 「学校給食衛生管理基準」

学校給食における機器の管理や従事者の健康管理など、衛生管理の充実及び食中毒の発生防止のための基準。

【成果指標】 政策 1 子どもたちの学びの充実

成果指標 1 全国学力・学習状況調査※¹ <単位：項目>

指標名	当初実績値 (令和 4 年度)	中間実績値 (令和 7 年度)	最終目標値 (令和 11 年度)
全国学力・学習状況調査の全国平均正答率を上回る項目数	6 / 6 (全項目)	3 / 6 項目	全項目
[設定の根拠等] 全国学力・学習状況調査の項目 (各年度で項目数が異なる) (令和 4 年度) 小学校 6 年生 . . . 3 項目 中学校 3 年生 . . . 3 項目 国語 ・ 算数 ・ 理科 国語 ・ 数学 ・ 理科			

成果指標 2 市独自調査「心のアンケート」<単位：%>

指標名	当初実績値 (令和 4 年度)	中間実績値 (令和 7 年度)	最終目標値 (令和 11 年度)
学校が楽しいと感じる児童・生徒の割合	92.9	94.5	97.5

成果指標 3 市独自調査 <単位：%>

指標名	当初実績値 (令和 4 年度)	中間実績値 (令和 7 年度)	最終目標値 (令和 11 年度)
中学 3 年生の CEFR A1 レベル相当以上	35.0	58.2	60.0

成果指標 4 市独自調査 <単位：%>

指標名	当初実績値 (令和 4 年度)	中間実績値 (令和 7 年度)	最終目標値 (令和 11 年度)
学校を過ごしやすと感じる児童・生徒の割合	80.0	84.4	89.1

成果指標 5 全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙 <単位：%>

指標名	当初実績値 (令和 4 年度)	中間実績値 (令和 7 年度)	最終目標値 (令和 11 年度)
「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる」と思う児童・生徒の割合	-	78.2	82.2

成果指標 6

市独自調査 <単位：％>

指標名	当初実績値 (令和3年度)	中間実績値 (令和7年度)	最終目標値 (令和11年度)
品目ベースの地産地消率 (天草産食材の品目)	22.7	32.4	30.0

..... 《用語》

※1 「全国学力・学習状況調査」

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るため、文部科学省が実施する調査。(調査の対象学年：小学校6年生、中学校3年生)

政策２ 生涯にわたる学びの推進

市民一人ひとりが、個性や能力を発揮しながら、心豊かで、より充実した生活を送ることができるよう、市民の多様な価値観や地域の課題解決に対応した学習の場を提供します。

また、学んだ知識や経験を活かし、その学習活動の成果を地域社会で生かすことができるような生涯学習社会を実現するため、学習環境の整備を図ります。

さらに、未来を担う子どもたちの学びや成長を支えるため、地域人材や社会教育関係団体等と連携し、体験学習や交流活動の機会の創出や学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と一体となった地域学校協働活動の推進、家庭教育の支援など、家庭や地域の教育力向上を図り、地域への誇りと愛着を醸成する取組を充実させます。

今後、さらに生涯学習社会を推進するためには、多様な学習機会の提供や学習成果をさまざまな分野で発揮できる仕組みづくりが重要であり、社会教育関係団体等の活動がより活性化するよう、団体への支援と連携を積極的に図ります。

人権教育においては、市民一人ひとりが人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育に総合的かつ計画的に取り組めます。

また、人権啓発においては、それが日常生活において自らの態度や行動に無意識のうちに現れるよう、広報啓発や情報発信などに取り組めます。

施策（１）生涯学習の機会の提供

<具体的な施策>

① 学習機会の提供と内容の充実

複合施設こころすの中央生涯学習センターや公民館では、市民のニーズに応じた多様な学習機会や地域課題を解決するための学習機会を提供するとともに、学んだ成果を地域社会で生かせるよう積極的な支援に努めます。

市民の学習意欲を引き出すため、身近な地区コミュニティセンターなどを活用した公民館講座や、中央生涯学習センター講座など幅広い年齢層を対象とした関心の高い講座の提供に努めます。

また、オンライン講座やSNS等、多様なメディアを活用した情報の提供に努めます。



公民館講座「自主学級発表」のようす

② 図書館機能の充実

複合施設ここらすの中央図書館等では、生涯学習の拠点として、年齢や国籍、心身の状況に関わらず誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン※¹に配慮した図書館づくりに努めます。

また、市民の知りたい、学びたいという要求に応えるため、レファレンス※²や図書館サービスの充実及び図書資料の収集・整理・保存を行い、電子書籍の活用を含めた情報・知識の提供に努めるとともに、移動図書館の巡回サービスの拡充を図ります。

さらに、「天草市子ども読書活動推進指針」に基づき、子どもの読書活動を推進し、各関係部署や読み聞かせボランティアなどとの連携、協力により市民参画による読書活動を推進します。



移動図書館（小学校）のようす



中央図書館の子どもボランティア（ありすボランティア）による読み聞かせのようす

③ 家庭教育の支援、地域と学校との連携・協働の推進

家庭教育は、すべての教育の出発点です。子育てや家庭教育を支える地域環境が変化している中、学校や地域の実情に応じた家庭教育に関する支援体制の充実、家庭教育講座や「親の学び」プログラムなど、学習機会の提供を行います。

また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点として、小学校の余裕教室などを利用し、地域の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動など地域との交流活動に取り組むことで、地域社会全体で教育力の向上を図るとともに、子どもたちが安心して暮らせる環境づくりを推進していきます。

さらに、地域と学校の連携協働活動を組織的・継続的に行うため、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的な推進を図り、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指します。



地域学校協働活動「中学生ボランティア活動」のようす

④ 社会教育関係団体等との連携

社会教育関係団体の活動が活発になり、地域の課題解決に向けた取り組みができるよう、人材の育成・団体の育成に積極的に取り組みます。

また、まちづくり協議会や地区振興会、市民活動団体等との連携を積極的に図ります。

⑤ 青少年健全育成の推進

幼稚園・保育所等、小・中学校を通じて、青少年の健全育成に関する情報を提供するとともに、家庭教育支援のための講座等の学習機会を提供し、保護者をはじめ市民の意識啓発に努めます。

また、子どもたちの「生きる力」を育む体験や交流活動の機会を創出するとともに、青少年の交流事業や自然とのふれあいなどの体験学習に取り組む団体等の活動を支援し、青少年育成協議会や子ども会育成連絡協議会等との連携による活動を通して、青少年の健全育成を推進します。

..... 《用語》

※1 「ユニバーサルデザイン」 Universal Design , UD.

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力のいかに問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）。

※2 「レファレンス」

図書資料や調べものに関する相談業務。

施策（２）生涯学習の環境づくり

<具体的な施策>

① 社会教育施設の整備

生涯学習の拠点として多くの市民が有効活用できるように社会教育施設の整備充実を図ります。

また、老朽化した社会教育施設については、市民に自主的な活動及び交流を行う場を提供する施設として計画的に修繕や改修などを行い、複合化など適切な管理運営を行います。



天草交流センター「ブルーアイランド天草」

施策（３）人権教育及び人権啓発の効果的な推進

<具体的な施策>

① 人権教育・人権啓発の効果的な推進

出身地、年齢、心身の障がい、国籍、学歴、思想、職業、性別等を理由とする偏見や先入観に基づく差別がいまだに存在することから、「天草郡市人権教育推進連絡協議会」「天草人権擁護委員協議会」等の関係団体や市民、行政等が連携し、さまざまな人権に関する学習の機会を提供します。

また、広報啓発や情報発信などに取り組み、市民から幅広く理解と共感が得られる人権に関するテーマ設定や啓発方法を工夫します。

【成果指標】 政策２ 生涯にわたる学びの推進

成果指標１

独自調査 <単位：人>

指標名	当初実績値 (令和３年度)	中間実績値 (令和７年度)	最終目標値 (令和１１年度)
生涯学習講座に参加した市民の数	８，４３７	２０，４４１	１９，１００
子どもたちの学びや成長を支える活動に参加した市民の数	３，０５２	３，６０３	３，６００

成果指標２

市政アンケート <単位：％>

指標名	当初実績値 (令和４年度)	中間実績値 (令和７年度)	最終目標値 (令和１１年度)
人権が尊重されていると感じる市民の割合	４４．２	４５．７	５０．０

政策３ 芸術文化の振興と歴史文化の保存・継承

芸術文化は、創造性の源として新たな社会的価値を生み出し、人々の生活に潤いと生きがいを与える力を持っています。さらに、まちの品格を高めるものであると同時に、ふるさとへの誇りや愛着を育む礎となるものです。その地域が持つ歴史や文化の魅力・価値を、次世代を担う子どもたちや市民に確実に伝え、その質を高めることが重要です。

また、天草地域は、世界文化遺産の構成資産「天草の崎津集落」をはじめ、雲仙天草国立公園、国・県・市指定等の数多くの文化財など、世界に誇れる自然・歴史・文化資源を有しています。これらの大切な資源や遺産の調査研究を深め、保存・継承に取り組むとともに、効果的な情報発信や周知啓発を図ることで、歴史と文化が息づく魅力あふれるまちづくりを推進します。

施策（１）芸術文化活動の推進

<具体的な施策>

① 優れた芸術文化公演等に触れる機会の提供

天草市民センター・牛深総合センターを文化発信拠点と位置付け、全国で公開されている多様な豊かな芸術文化事業に、多くの市民が参加し触れる機会を増やします。



ふれあい出前コンサートのようす

また、児童生徒を対象とした芸術体験教室やふれあい出前コンサートなどの実施により、芸術鑑賞の機会を提供します。

さらに、保護者や地域住民が参加できるように対象枠を拡大していきます。

② 映像文化の継承

フィルム映画が鑑賞できる貴重な映画館の存続を支援し、映像文化を継承します。



市民シアター事業の実施（本渡第一映劇）

③ 天草独自の特色ある芸術文化事業の推進

地域の伝統芸能や歴史文化を磨き上げ、天草を文化の島として市内外に向けて発信していくため、天草独自の特色ある事業を支援し、天草文化の創造と継承、発展を図ります。



五足の靴顕彰全国短歌大会のようす

④ 市民の自立的・公益的な芸術文化活動の育成と支援

芸術家派遣の仕組み整備や、芸術家育成のための発表の場を設けるなど、芸術活動への支援を行います。

また、市内の芸術文化団体等への支援を行うとともに、文化庁や熊本県、市などの補助制度等を周知し、文化活動環境の向上に努めます。

⑤ 文化施設の整備と活用

本市の文化事業の拠点施設である天草市民センター、牛深総合センターについては、「天草市公共施設等再配置・個別施設計画」に基づき、利用者のニーズに対応しつつ、現設備を最大限に活用できるよう、計画的・効率的に整備します。

施策（２）歴史文化の保存・継承

<具体的な施策>

① 資料館等の整備と活用

歴史民俗資料館やキリシタン資料館、天草文化交流館、御所浦恐竜の島博物館、令和８年完成予定の天草戦国ミュージアムなどの各資料館等において、利用者の安全と快適性の向上、適切な資料保存のため、各施設計画に基づき、計画的・効率的に整備し、活用につなげます。



天草市立御所浦恐竜の島博物館

② 歴史文化遺産の継承と活用

国・県指定等文化財は、法令等に基づき、適切な保存活用を行います。棚底城跡については、天草戦国ミュージアムと合わせて史跡の価値を伝え、学校教育、生涯学習、まちづくりでの活用に向けて取り組みます。市指定文化財は、再評価のうえ、必要に応じて解除・再指定を進めるとともに、未指定の文化財の掘り起こしを推進します。埋蔵文化財については、包蔵地を保護するとともに、近世・近代の遺跡分布調査を進め、必要に応じて試掘調査等を実施します。



国指定史跡「棚底城跡」の全景

また、これらの文化財に市民が関心を寄せるよう市民講座の充実を図ります。

③ 無形文化財の継承と発展

市内には様々な芸能や伝統的技術、習俗等の無形文化財が継承され、地域振興と文化の向上に多大な貢献をしています。これらを次世代に継承するとともに、再発見して磨き上げ、地域の更なる活性化を図ります。

また、記録保存と適切な支援を行い、後継者の育成を図るとともに、子どもたちが体験・交流等を通して、幼い頃から無形文化財に親しむ機会をつくれます。



県指定無形民俗文化財「栖本太鼓踊り」

④ キリシタン史の発信・継承

天草におけるキリシタンの歴史・文化の価値向上に取り組み、その価値をわかりやすく伝える効果的な情報発信や普及啓発などに努めます。

施策（３）世界遺産の保存・活用

<具体的な施策>

① 世界遺産の保存・活用

世界遺産を将来にわたって保護・継承していくため、市民と行政が一体となって、資産の保存・活用に取り組めます。

また、市民の地域への誇りと郷土愛の醸成、交流人口の増大などにつなげるため、関係自治体等と連携し、調査研究を進めるとともに、効果的な情報発信や周知啓発を推進します。



崎津教会で説明する中学生
観光ボランティアガイド

② 文化的景観の保全・継承

崎津・今富の文化的景観の保全・継承を図るため、国や熊本県、専門家等と連携した景観保全の整備を図ります。

また、集落内で行われる景観維持・活性化の取り組みに対する支援などを行います。

【成果指標】 政策3 芸術文化の振興と歴史文化の保存・継承

成果指標1

市独自調査 <単位：人>

指標名	当初実績値 (令和3年度)	中間実績値 (令和7年度)	最終目標値 (令和11年度)
市の芸術文化事業に参加した市民数	15,933	18,365	19,000

成果指標2

市独自調査 <単位：人>

指標名	当初実績値 (令和3年度)	中間実績値 (令和7年度)	最終目標値 (令和11年度)
市民講座に参加した市民数	3,727	5,572	5,000

成果指標3

市独自調査 <単位：人>

指標名	当初実績値 (令和3年度)	中間実績値 (令和7年度)	最終目標値 (令和11年度)
崎津集落への来訪者数	69,101	90,855	99,900

成果指標4

市独自調査 <単位：人>

指標名	当初実績値 (令和3年度)	中間実績値 (令和7年度)	最終目標値 (令和11年度)
キリシタン資料館4館の入館者数	45,228	82,203	83,490

成果指標5

市独自調査 <単位：人>

指標名	当初実績値 (令和3年度)	中間実績値 (令和7年度)	最終目標値 (令和11年度)
市民会館・資料館等の入館者数	159,814	310,268	337,000
〔設定の根拠等〕 「市民会館」は、天草市民センター、牛深総合センターの合計入館者数。 「資料館」は、本渡歴史民俗資料館、五和歴史民俗資料館、天草キリシタン資料館4館、天草文化交流館の合計入館者数。			

第5章 計画の実施にあたって

1 計画推進にあたっての役割分担と連携

教育の更なる振興を図るためには、市民一人ひとりの教育についての意識を高め、学校・家庭・地域・行政が共につながり、支え合い、一体となって推進することが大切です。

そのためには、D Xの視点も取り入れた効果的な情報発信により、教育に関する情報の共有を図るとともに、企業や大学、N P O、国・県などの関係機関と連携・協働して推進していきます。

2 計画の点検評価・進捗管理

本計画に関わる施策の実施にあたっては、P D C Aサイクル※¹の考え方に基づき、計画に基づく教育施策の実施状況、効果や課題等について整理し、結果を広く公表していきます。また、結果を次年度以降の取り組みに反映させながら、本計画の推進に係る適切な事業経費配分にも十分に留意して、実効性のある計画推進に努めます。さらに、計画期間中であっても、必要に応じて計画の見直しを行うこととし、国の制度や施策の変更、教育改革の動きに適切に対応していきます。

なお、現在、本市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行について点検・評価を行い、その結果についての報告書を議会に提出するとともに、公表しています。こうした取り組みにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

※1 PDCAサイクル

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（見直し）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

参考

●第3次天草市総合計画〔基本構想〕

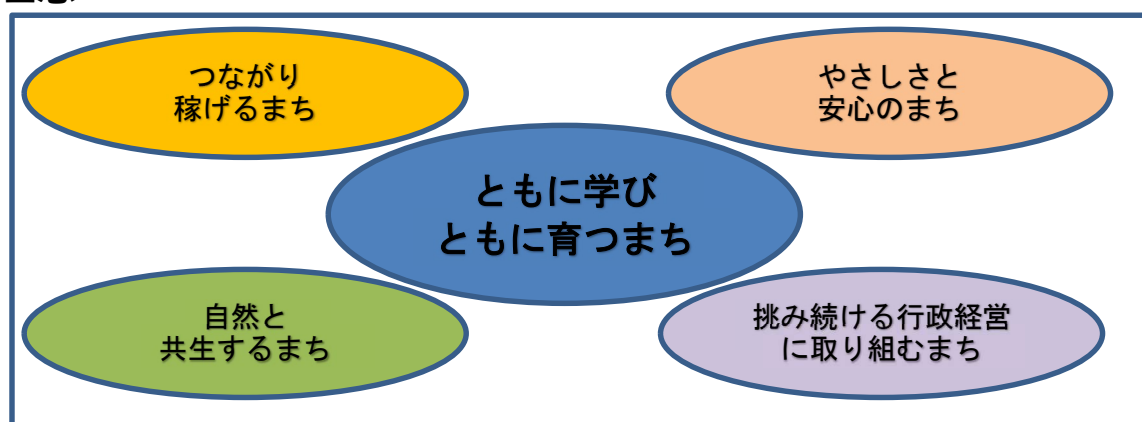
天草市のまちづくりの根幹をなす計画である「第3次天草市総合計画〔基本構想〕（以下「総合計画〔基本構想〕」という。）では、将来にわたって夢と希望に満ちあふれた宝の島の実現に向けて、市民と行政がともに知恵を出し合い、共に創るまちづくりを目指し、将来像を『ともにつながり 幸せ実感 宝の島“天草”』と定めています。また、将来像の実現に向け、市民と行政が共有する5つの理念（目指すこと）に基づく「ありたい姿」を掲げています。

〈総合計画〔基本構想〕の体系イメージ〉

将来像

ともにつながり 幸せ実感 宝の島“天草”

理念



ありたい姿（19）

- 1 地域の個性や特色を生かした地域づくり活動や、課題解決に向けた市民活動が活発に行われています
- 2 多様性を認め合い、互いを尊重するまちになっています
- 3 生涯にわたり学び、学習活動の成果を地域社会で生かすことができます
- 4 歴史と文化を認め合い、天草に誇りを持ち継承されています

*その他15のありたい姿

●天草市教育大綱

基本理念 【あまくさの未来を拓く「人」づくり】

- 本市の未来を担う子どもたちが歴史や伝統文化を継承して天草独自の文化を大切に育みながら、さらに学校や地域でさまざまな体験を通して健やかに育つ教育環境の充実しているまちづくりを進めます。
- 市民がまちづくりの主役としてお互いの役割を理解し、地域に愛着と誇りを持ち、それぞれの個性を生かしながら、市民相互の人権が尊重され、社会のさまざまな分野で一人ひとりが輝き、活躍できるまちづくりを進めます。

スローガン

あいさつが飛び交う天草市

基本理念の達成に向け、子どもから高齢者まで、お互いが思いやりの心を持ち、日頃からあいさつが飛び交うような天草市となっていくよう「あいさつが飛び交う天草市」をスローガンに取り組みを進めていきます。

基本方針

方針1 子どもたちの学びの充実

方針2 生涯にわたる学びの推進

方針3 スポーツ・運動の推進

方針4 芸術文化の振興と歴史文化の保存・継承

基本方針の内容

方針1 子どもたちの学びの充実

- ◇ 就学前教育の充実を図ります。
- ◇ 学力の向上を図ります。
- ◇ 体験学習の充実を図ります。
- ◇ 心の教育の充実に努めます。
- ◇ 健康教育・安全教育を推進します。
- ◇ 特別支援教育の充実に努めます。
- ◇ 教職員の資質向上を図ります。
- ◇ 学校・家庭・地域の連携を進めます。
- ◇ 教育を支える環境づくりを推進します。
- ◇ 学校給食の充実に努めます。

方針2 生涯にわたる学びの推進

- ◇ 生涯学習の機会の提供に努めます。
- ◇ 生涯学習の環境づくりを推進します。
- ◇ 人権教育及び人権啓発を効果的に推進します。

方針3 スポーツ・運動の推進

- ◇ 人・健康・体力づくりを推進します。
- ◇ 地域・絆づくりを推進します。
- ◇ 大会・合宿誘致の推進と市民と来訪者が交流する機会づくりを進めます。
- ◇ スポーツを支える基盤の整備を図ります。

方針4 芸術文化の振興と歴史文化の保存・継承

- ◇ 芸術文化活動を推進します。
- ◇ 文化施設等の整備・活用に努めます。
- ◇ 歴史文化の保存・継承を推進します。
- ◇ 世界遺産の保存・活用に努めます。
- ◇ キリシタン史の調査研究を推進し、情報発信にも努めます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。